

八街市総合計画審議会委員の公募に関する要領

1 趣旨

この要領は、八街市審議会等の委員の公募に関する規則（平成29年規則第30号）に定めるもののほか、八街市総合計画審議会公募委員（以下、「公募委員」という。）の募集及び選考に関し必要な事項を定めるものとする。

2 公募委員の数

公募により選任する委員の数は2人とする。

3 公募の方法

広報やちまた、市ホームページによる一般公募とする。

4 公募委員の応募資格

次の（1）～（5）の要件を全て満たしている者

- （1）令和5年2月1日現在で、市内に住所があり、かつ1年以上在住している満18歳以上の者
- （2）八街市の職員及び議会議員でない者
- （3）令和5年4月1日現在で、八街市の他の審議会等の公募委員を2以上委嘱されていない者
- （4）暴力団員などと密接な関係を有していない者
- （5）平日昼間の会議に参加できる者

5 応募方法

応募者は、八街市総合計画審議会公募委員申込書（別記第1号様式）に「これからの八街市のまちづくりに必要なこと」をテーマとしたレポート（任意様式800字以上1,200字以内）を添えて、企画政策課に持参または郵送、メールにより提出するものとする。

6 選考方法

公募委員を選考するため、八街市総合計画審議会公募委員選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を置く。

- （1）選考委員会は、各部の長をもって組織する。
- （2）選考委員会に委員長を置く。
- （3）委員長は、総務部長をもって充てる。

- (4) 選考委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- (5) 選考委員会の事務は、企画政策課において処理する。
- (6) その他必要な事項については、委員長が別に定める。

7 選考基準

公募委員は、別表の八街市総合計画審議会公募委員選考要領により選定する。

8 選考結果の通知

選考結果については、応募者全員に通知する。

9 選考に関する特例

応募人数が募集人数に達しなかったとき、または選考の結果、採用者が募集人数に達しなかったときは、公募によらず公共団体等からの推薦その他の方法で委員を選任することができるものとする。